

屋外広告物を禁止する地域等の指定の一部改正について

条例の概要

目的: 広告物の表示を禁止又は制限することで、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図る

内容: 広告物の禁止地域の指定、広告物の設置の許可制度など

告示の概要(屋外広告物を禁止する地域等の指定)

禁止地域は、条例で指定するもののほか、道路など特定の地域を知事が任意で指定するものがあり、その指定は告示によって行われる。今回は既に告示で禁止地域に指定している道路の延伸に伴い改正するもの。

改正の概要

屋外広告物を禁止する地域に高速自動車国道・自動車専用道路の全区間および道路の路端から500m未満の地域で、路線から展望することができる区域を指定。

現行 国道212号(中津日田道路)
犬丸IC~田口IC、本耶馬溪IC~下郷交差点

R6 3.24 国道212号(中津日田道路)
犬丸IC~青の洞門・羅漢寺IC、本耶馬溪IC~下郷交差点

